

## 津波災害警戒区域の指定（案）について

平成25年11月25日、徳島県では「津波防災地域づくりに関する法律」第53条及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づく「津波災害警戒区域」（いわゆるイエローゾーン）の指定に向け、その指定（案）を公表いたしました。

今後、3ヶ月程度の周知期間を設けた後、県報公示により正式に指定する予定です。

### 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

- ◆ 津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆ 指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討
- ◆ 指定に当たっては、「基準水位」（※）も併せて公示

※基準水位：浸水深の水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位

公表  
内容

#### 「津波災害警戒区域図（案）」

〈区域〉 現行の津波浸水区域（浸水深1cm以上）を基本

〈表示〉 10mメッシュごとに基準水位（10cm単位）を記載

### 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定のねらい

「津波浸水想定」（H24.10.31）を広く県民の皆様に公表し、各分野で対策に着手



☆ 改めて「区域指定」することで、市町・避難促進施設における避難対策を、より確実なものに！

#### ◆イエローゾーンにおける対策

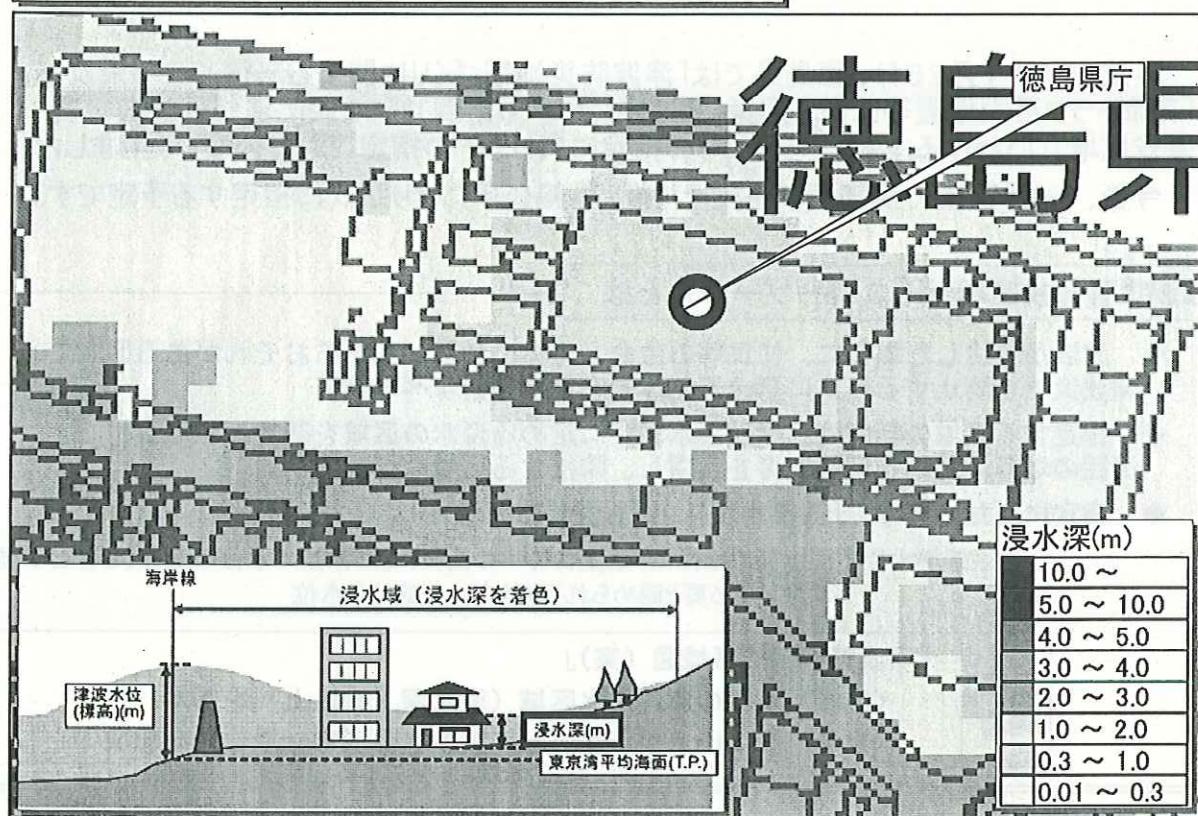
- ① 市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載
- ② 市町村による津波ハザードマップの作成
- ③ 市町村による避難施設の指定・管理協定の締結
- ④ 避難促進施設（福祉施設、学校、病院等）における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

☆ 「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に！

- ◆ 津波から避難するまでの有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- ◆ 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要（消防庁指針）

例	津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
基準水位		0.6m	1.7m	6.5m
基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上	

## 津波浸水想定図(H24.10.31公表)



## 津波災害警戒区域図(案)

